

12月10日（月）

平成 24 年 12 月 10 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	凶 師 博 規	(日 日 新)
4 番	渡 辺 創	(新みやざき)
5 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
6 番	松 村 悟 郎	(同)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	外 山 三 博	(同)
14 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
15 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
16 番	太 田 清 海	(同)
17 番	田 口 雄 二	(新みやざき)
18 番	西 村 賢	(同)
20 番	蓬 原 正 三	(自由民主党)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	横 田 照 夫	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	押 川 修一郎	(同)
25 番	外 山 衛	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	井 上 紀代子	(新みやざき)
31 番	徳 重 忠 夫	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	十 屋 幸 平	(同)
34 番	中 野 廣 明	(同)
35 番	丸 山 裕次郎	(同)
36 番	福 田 作 弥	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	中 野 一 則	(同)

欠席議員 (1 名)

19 番	星 原 透	(自由民主党)
------	-------	---------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲次郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者 長	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
公 安 委 員 長	山 崎 殖 章
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
人 事 委 員 長	村 社 秀
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英 稔
総 務 課 長	山 之 内 幸 徳
議 事 課 長	福 嶋 昭 藏
政 策 調 査 課 長	佐 野 浩 太 郎
議 事 課 長 補 佐	谷 口 雅 広
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 幸 二
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 議員の辞職許可

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

ここで、議員より辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

辞 職 願

私 儀

このたび、一身上の都合により、県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成24年12月10日

宮崎県議会議員 外山 衛
宮崎県議会議長 外山 三博 殿

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました外山衛議員の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、外山衛議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、外山衛議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

[外山衛議員退席]

○外山三博議長 お諮りいたします。

外山衛議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、外山

衛議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分開議

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第1号から第30号までの各号議案並びに請願第24号から第29号までを一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願1件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致、請願については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、4億900万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、国庫支出金2億5,400万円余、繰入金8,300万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,789億7,200万円余となります。このうち総合政策部所管の予算は1,800万円余の増額補正であり、補正後の予

算額は129億9,400万円余となっております。また、総務部所管の予算は7,200万円余の増額補正であり、補正後の予算額は1,446億9,500万円余となっております。

このうち、みやぎから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業についてあります。

この事業は、市町村がそれぞれの特色を生かして取り組む東日本大震災支援事業に対し、みやぎ感謝プロジェクト基金を活用して支援を行うものであり、当初、16団体の支援事業を予定していたところ、県内全市町村から要望があったため、今回、増額補正を行うものであります。

このことに関連して、委員より、当基金の財源等について質疑があり、当局より、「当基金は、県が4億5,000万円、市町村が1億円を拠出し、これに企業や団体、県民からの寄附金1億1,000万円余を加えた6億6,000万円余を原資として、平成23年度に造成したものである。今回の11月補正後の残額は3億2,000万円余となる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、被災地の被害は長期化しており、今なお大変深刻な状況であるため、当基金を活用するなどして、継続的な被災地支援に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、記紀編さん1300年記念事業基本構想(案)についてであります。

これは、長期的な視点から記紀編さん1300年記念事業の展開の方向性を取りまとめ、県、市町村、企業、民間団体等の共有の指針とするものであり、平成25年2月を目途に、記紀編さん1300年記念事業推進協議会総会において決定されることとなっております。

このことについて、委員より、「策定過程に

おいて、市町村との意見交換は行っているのか」との質疑があり、当局より、「意見交換会等には、市長会、町村会の代表として宮崎市及び高原町に毎回参加いただいているほか、各市町村には随時、文書による情報提供や照会を行っている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「当事業の推進においては、市町村の主体的な取り組みが大変重要であるので、市町村との連携協力に十分配慮して取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「西都原古墳群の世界遺産登録を目指して、登録申請において基礎資料となり得る歴史的背景の調査研究などに取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、高橋透委員長。

○高橋透議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件及び新規請願1件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案第7号については賛成多数、その他の議案については全会一致により、また請願については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第5号、第6号及び第8号から第14号の条例の制定または改定についてであります。

これは、いわゆる地域主権改革一括法の公布により、施設公物設置管理基準について、これまで国の省令で定めていた基準が自治体の条例に委任されたものであります。

このことについて当局より、「社会福祉施設等に係る基準については、原則として、条例には基本方針など総則を規定し、各施設の個別具体的な事項は規則に委任することにした。また、既存施設の活用など地域の特性に応じた基準や、これまで国の省令に記述がなかった基準等については独自に規定した」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、「利用者の安全が守られるとともに、サービスの質の低下を招くことがないように、指導監督には万全を期してもらいたい」との要望がありました。

次に、宮崎県医療計画（素案）の概要についてであります。

この計画は、県民の医療に対する安心・信頼を確保するため、本県の医療施策の方向を明らかにするものであります。

このことについて当局より、「国の指針により、患者の流出傾向が顕著な二次医療圏については見直しを検討することとされた。入院患者の移動を見ると、西都児湯医療圏では4割近くの患者が他の医療圏に流出しており、割合が高くなっているが、他の医療圏と統合すると、西都・児湯地区が医療過疎地域となると懸念する意見等があり、地域の実情を踏まえ、今回の計画では現状のままとし、この計画期間内におい

て体制の整備ができるよう、医療圏のあり方について検討を行っていくこととした」との説明がありました。

このことについて委員より、「二次医療圏を維持するためにどのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「核となる基幹病院がない地域においては、医療機関の連携、役割分担を進めることが必要であり、各医師会等と協議を行っていく」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「二次医療圏のあり方を検討するに当たっては、医療機関や医師等が宮崎東諸県医療圏に集中している状況ではあるが、現在の二次医療圏が持続できるように、さまざまな方策を検討してもらいたい」との要望がありました。

次に、県立病院事業の平成24年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて当局より、「平成24年度上半期を前年度と比較すると、患者数の減に伴う入院収益の減少があったものの、費用の減少もあり、収支の改善が図られる結果となった。なお、病院ごとで見ると、宮崎病院及び延岡病院では黒字となったが、日南病院については、内科医の減に伴う患者数の減少の影響等により赤字となった」との説明がありました。

このことについて委員より、「日南病院の医師の補充はできたのか」との質疑があり、当局より、「現在のところ補充できていないが、来年度は、地域総合医育成サテライトセンターが設置され、指導医が3名派遣される予定である」との答弁がありました。

また、当局より、「看護師のうち、産休及び育休取得者が約100名ほどおり、臨時職員等による補充に努めてきたが、補充が困難である上、

臨時職員は夜勤が難しいなど、病院運営に大きな支障を来すことから、正規の看護師の採用数をふやして対応している」との説明がありました。

これに対して委員より、「産休や育休取得者の代替を正規職員で対応することは、適正な勤務体制や人員配置が図られるとともに、育休等が取得しやすい環境となるので、本県医療機関の先導的な存在として、今後とも進めてもらいたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、今後とも、医師確保に努められるとともに、3つの県病院とも健全な経営となるよう、福祉保健部とも連携して、経営改善に尽力されることを要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,500万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の商工観光労働部の予算額は523億2,400万円余となります。

このうち、ものづくり産業東アジア市場開拓支援事業についてであります。

これは、本県のものづくり産業の活性化を図るため、東アジア市場を念頭に置いて、海外販路開拓を支援するコーディネーターを設置するとともに、海外展示会への出展支援や商談支援を行うものであります。

このことについて委員より、「東アジア市場の中で、ターゲットとする国はどこか」との質疑があり、当局より、「各企業の状況によりターゲットとする国が変わってくるため、さまざまなケースに対応できるよう努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、東アジア市場は大変重要であることから、当事業を含めた関係事業において、中国、台湾はもとより、シンガポールなどの東南アジアも視野に入れながら、支援体制の充実を図っていただくとともに、物流ルートのさらなる開拓を推進するなど、関係団体と県が一体となって東アジア市場の販路開拓に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、「オールみやぎき営業チーム」活動強化事業についてであります。

このことについて、複数の委員より、「昨年誕生した県のシンボルキャラクター「みやぎ犬」の経済効果はどれくらいなのか」との質疑があり、当局より、「現在のところ、具体的な経済効果については算定していないが、着ぐるみの派遣依頼やイラスト等の使用許可件数は徐々に増加しており、認知度が上がってきているという手応えを感じている。今後は成果を検証

し、事業を進めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業の推進に当たっては、費用対効果を高めながら、戦略的に進めていただくよう要望いたします。

次に、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業についてであります。

このことについて、委員より、「大変厳しい雇用情勢の中、当該基金事業の財源を少しでも多く確保することは非常に重要である。これまでどのように確保に取り組んできたのか」との質疑があり、当局より、「所管省庁に対して、口蹄疫や新燃岳の噴火などの被害による本県経済の現状等を直接説明し、本県への配慮をお願いしてきているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県経済の浮揚のためにも、今後の配分確保に万全を期していただくよう要望いたします。

次に、本県の雇用情勢についてであります。

このことについて、複数の委員より、「有効求人倍率について、現在示されている数字は地域によって差が出ているが、分析しているのか」との質疑があり、当局より、「宮崎労働局の協力をいただいて、今後、さらに詳細な分析を行いたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国の調査に加えて、県においても詳細に分析を行い、さらなる雇用対策を推進していただくよう要望いたします。

次に、議案第22号「宮崎県営住宅の整備基準に関する条例」についてであります。

このことについて、委員より、「独自基準として、県産木材の活用に努める旨を規定するということだが、具体的にどう取り組んでいくの

か」との質疑があり、当局より、「県営住宅の長寿命化計画の中で364戸の建てかえを計画しているが、そのうち148戸について、県産木材を活用した建てかえを予定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県産木材の活用についてさまざまな取り組みを進めていただくよう要望いたします。

次に、緊急輸送道路の見直しについてであります。

このことについて、委員より、「緊急輸送道路の整備については計画的に進めていく必要があるが、どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「緊急輸送道路の整備については、宮崎県中長期道路整備計画の中でも最重点の課題と捉えており、今後とも優先的な整備に努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、長期的な展望を見据えて、着実な整備を進めていただくよう要望いたします。

次に、県土整備部における公共事業の発注についてであります。

このことについて、委員より、「公共事業の発注について、9月末時点で5割程度と低い状況だが、景気対策の観点から、発注率を上げていくことはできないか」との質疑があり、当局より、「経済雇用情勢が非常に厳しい状況や、口蹄疫からの早期復興などの観点から、速やかな執行を図ることについて全庁的に取り組んでいるところであり、今後とも早期発注に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、年度内に事業が完了することを基本として、事業の速やかな執行に努めていただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の

推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は267億2,000万円余となっております。

このうち、浄化槽適正管理フォローアップ事業についてであります。

このことについて委員より、「浄化槽の法定検査の受検率の向上を図ることは、浄化槽の適正管理はもとより、河川環境の改善にも有効である。しかしながら、本県の受検率は4割程度であり、100%を目指し、取り組みを強化していただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県新エネルギービジョン(素案)の概要についてであります。

これは、東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く情勢の変化等を踏まえ、1年前倒しで改

定するものであります。

このことについて、委員より、「環境森林部としては、小水力発電に取り組む企業局など、他部局との連携をどのように図るのか」との質疑があり、当局より、「庁内連絡会議などにおいて関係する部局と連携を図り、実効性を高める取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

また、他の委員より、「フードビジネスを初めとした本県産業に寄与できるよう、効率的に推進していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、新エネルギーの導入促進は多くの分野に関連するため、部局横断的に事業を実施するとともに、民間企業等とも積極的に連携し、本県経済の活性化や雇用の創出につながるよう努めていただくことを要望いたします。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億700万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は361億4,700万円余となっております。

このうち、埋却地再生活用対策準備事業についてであります。

これは、口蹄疫に係る埋却地のうち、早期に整備着手が必要な土地を対象に、再生整備に向けた実施設計を行うものであります。

このことについて、委員より、「今回対象となるのは何カ所程度となるのか」との質疑があり、当局より、「現状把握調査の結果や土地所有者の意向を踏まえると、268カ所のうち50カ所から70カ所程度となる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回、実施設計を行う埋却地については、発掘禁止期間終了後、早期に整備に着手するよう努めるとともに、整備を希望する全ての埋却地が再生活用されることが真の復興となることから、残りの埋却地についても速やかに対応していただくよう要望いたします。

次に、口蹄疫復興への基金等による支援についてであります。

このことについて委員より、「復興の取り組みに当たっては、農畜産業に効果のある事業にとどまらず、本県経済全体に効果を及ぼすような施策についても実施していただきたい」との要望がありました。

次に、県産食肉の販売力強化、消費拡大への取り組みについてであります。

このことについて、委員より、「宮崎牛の日本一2連覇を生かすためには、スタートダッシュが大事だと思うが、どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「県を含めたさまざまな団体において、例えば、宮崎牛の創作料理発表会の実施や、関東への生体での出荷を試行的に始めるなど、新しい取り組みを進めているところである。引き続き、関係団体と連携し、販路拡大等に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、全国和牛能力共進会における日本一2連覇という偉業を最大限に生かし、宮崎牛を初めとした県産食肉の消費拡大や販路開拓に積極的に取り組み、農家所得の向上を図っていただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱い

をよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願4件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第26号、第27号及び第29号については賛成多数により、また請願第28号については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第25号「宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例」についてであります。

これは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正に伴い、市町村が定める重点整備地区に設置される信号機等の基準を定める条例を制定するものであります。

このことに関連して委員より、「県内の重点整備地区は宮崎市の2カ所だけであるが、重点整備地区以外においても、高齢者、障がい者等の移動の安全を確保すべき箇所については、引き続き、高齢者、障がい者等に配慮した信号機等の設置に努めてもらいたい」との要望がありました。

次に、ストーカー事案及び配偶者暴力事案の現状と対策についてであります。

当局より、「ストーカー事案及び配偶者暴力

事案が、昨年同時期と比べ増加している」との報告がありました。

このことに関連して委員より、「他県では、被害者の住所などを加害者に伝えてしまった事例もあるので、被害者の情報については、引き続き管理を徹底していただきたい」との要望がありました。

次に、企業局における平成24年度の上半期の状況についてであります。

当局より、「事業実績については、電気事業、工業用水道事業が目標を上回り、地域振興事業は目標を下回っているが、収益的収支については、3事業ともおおむね順調に推移している」との報告がありました。

このことに関連して委員より、「原発の再稼働問題と関連するが、今後、九州電力の経営状況等が企業局の経営に影響を及ぼすことも予想される。引き続き、健全経営を維持できるよう努めていただきたい」との意見がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で897万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,091億3,130万円余となっております。

このうち、県立高等学校校務支援システム構築事業についてであります。

このことについて、委員より、「当該システムは全ての高等学校において導入されるのか」との質疑があり、当局より、「今年度は基本設計、来年度に実施設計及びシステム開発を行い、平成26年度には高等学校5校において試験運用を始め、平成27年度から中等教育学校を含む県立高等学校全てで実施予定である」との答弁がありました。

また、別の委員より、「生徒の学習成績などの個人情報を一括管理するシステムであるので、情報の管理には細心の注意を払っていただきたい」との要望がありました。

次に、みやざき特別支援教育推進プラン(案)についてであります。

このことに関連して委員より、「当該プランのパブリックコメントの実施に当たっては、視覚障がい者に対してどのように周知を図ったのか」との質疑があり、当局より、「パブリックコメントの実施については、視覚障がい者団体等に周知を図ってきたところである。今後、視覚障がい者にも配慮したプランの周知等について検討していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「パブリックコメントにおいて、発達障がいに関する意見が多くあったとのことだが、相互に尊重し支え合う共生社会実現のためにも、支援の充実はもとより、発達障がいについて県民の理解が深まるように努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出をされました議案について、議案第7号及び議案第30号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第7号「宮崎県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例」についてです。

今回の改定内容は、国保法改定に伴って、国民健康保険における県の調整交付金の割合を100分の7から100分の9に引き上げるというものです。これは、国がこれまで、国保の広域化の地ならしとして、こうした制度改定を次々に行ってきたのですが、今回の改定もその一つです。

現行制度では、国保の医療給付に対する公費負担は、定率国庫負担34%、国調整交付金9%、都道府県調整交付金7%ですが、この定率国庫負担を32%に、都道府県調整交付金を9%に改変しました。

しかし、本来、国保の危機を打開するには、国庫負担金は削減ではなく、引き上げこそ必要なものです。特に、定率国庫負担は全ての自治体に無条件で拠出される部分であり、その削減は、市町村の国保財政の困難を一層拡大することになります。

また、これまで国が行っていた、国保税の収納率が低い自治体や、給付費が国の基準を超える自治体に対する指導監督、ペナルティーの権限を都道府県に移譲し、都道府県が支出する調整交付金について、県が市町村国保の財政改善

や収納率向上などを指導し、この広域化等支援方針の達成状況に応じて、県が配分を決めることとしました。

このことにより、今回の都道府県調整交付金の割合の引き上げで、住民負担増や、収納率向上に向けた都道府県のさらなる指導権の発揮が求められることは必至です。こうした広域化に向けた方針は認められません。

現在の国保の財政難の原因は、国庫負担の削減にあります。国の予算を削減したまま国保を寄せ集めても、弱者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはつながりません。広域化によって一般財源の繰り入れができなくなれば、国保税はさらに高騰し、しかも今後、医療給付費がふえるのに応じて際限なく引き上がるようになります。

こうした国民負担をさらにふやすような制度改定、法改定は改めるべきであり、同条例改定についても認められるものではありません。

次に、議案第30号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

この指定管理者制度は、官から民への構造改革路線の一環として導入され、あらゆる部署で現在進められており、今回は県営住宅について、日向・延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅27団地の管理を延岡日向宅建協同組合に委ねるといふものです。

私は、特に公営住宅については指定管理者制度はなじまないと、これまでも反対をしてまいりました。一つには、指定管理者になって、住民から寄せられるさまざまな意見や要望がなかなか届かず、対応のおくれに、以前のような県の直接管理のほうがよいといった声も出されていること、サービス低下が否めないことです。さらに、公営住宅は、ほかの公共施設の維持管

理と違って、効率性だけを追求できない側面があるからです。

本来、地方自治体は、公営住宅法がうたう、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し提供すると同時に、公行政が責任を持って維持管理に当たることは、住宅の確保とともに、個人のプライバシーを守るという重要な役割があります。とりわけ、指定管理者による家賃の徴収、督促業務等に関しては、個人情報守秘等の扱いがしっかり担保されているのかも含めて、考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関しては、指定管理者制度はふさわしくないと考えます。よって、今回提案されました県営住宅の指定管理者の指定について、反対をするものです。

次に、請願についてです。

新規請願で不採択との報告のありました請願第24号「高等学校の公民間格差の解消のため、私学助成の大幅増額を求める請願」及び請願第28号「全国一斉学力調査の廃止と教員免許更新制度の廃止について、国に意見書の提出を求める請願」について、採択を求めるものです。

いずれの請願も、教育費の父母負担の軽減、全国一斉学力調査による地方自治体間や生徒間に過度な競争を持ち込ませることなく、その巨額の経費を子供たちの学びのための環境整備に充てることや、学校現場で直接子供たちと向き合い、指導、援助に携わる教員の免許更新制度によらない、真の意味での資質向上を求めるものなど、行き届いた教育を求め、子供たちの健全な成長を願う立場からのものです。この新規請願を即、不採択などとせず、請願者の子供たちのよりよい教育への思いを県議会がしっかり受けとめることは重要であり、同請願の採択を強く求めるものです。

また、請願第25号「医療費の窓口負担の軽減に関する意見書提出を求める請願」についても、採択を求めるものです。

国保税が高いこともさることながら、医療機関の窓口負担が高いことが原因で受診抑制が起きている実態が、日本医師会が発表したアンケートの結果で明らかにされ、厚労省の調査でも、低所得者ほど窓口負担の重さが障害になっていることも浮き彫りになっています。

同請願は、受診抑制が病状を悪化させ、命にかかわる事態をも引き起こす現実を目の当たりにする医療現場からの生の声です。しっかり受けとめることが必要ではないでしょうか。早期受診・治療が医療費を抑え、医療保険財政の改善につながることは明らかです。また、県民の命と健康を守ることは、国と自治体の責務でもあります。こうした観点からも、医療費の窓口負担の軽減は重要課題であり、早急に求められるものと思います。同請願の採択を強く求め、議員各位の賢明な御判断をお願いして、討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第7号及び第30号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第7号及び第30号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第6号まで、

及び第8号から第29号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第1号から第6号まで、及び第8号から第29号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第24号採決

○外山三博議長 次に、請願第24号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第25号採決

○外山三博議長 次に、請願第25号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第28号採決

○外山三博議長 次に、請願第28号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第29号採決

○外山三博議長 次に、請願第29号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。

まず、請願第26号及び第27号について、一括お諮りいたします。

両請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

平成24年12月10日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例等の一部を改正する
条例

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第3号

指定廃棄物の最終処分場建設候補地の選定
手順の改善等を求める意見書

議員発議案第4号

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進
・支援のための法整備等を求める意見書

議員発議案第5号

メタンハイドレートの実用化を求める意見

書

平成24年12月10日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃

井上紀代子

押川修一郎

太田 清海

河野 哲也

黒木 正一

宮原 義久

後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

地球温暖化対策を推進するための森林整備
等に係る財源の確保を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第6号まで 追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第5号「メタンハイドレートの実用化を求める意見書(案)」について、申し述べます。

私は、同意見書(案)について反対するものではありませんが、ただ、メタンハイドレートの開発に際しての懸念事項があり、その点について若干申し述べさせていただきたいと思いません。

メタンハイドレートは、石炭や天然ガスと同じ化石資源です。天然ガスの主成分はメタンで、メタンガスの燃焼は、石油や石炭を燃焼させた場合に比べて熱効率が高く、燃焼による窒素化合物などが出ないために、少なくとも石油燃焼などよりは地球環境への影響は少ないと言えます。その点では、再生可能エネルギーへ移行するまでの省エネルギー燃料としての活用を図る上で有効なものでもと思います。

しかし、このメタンハイドレートの回収については、経費や技術の開発など、さまざま課題もあります。メタンガスそのものが大気に放出されると、地球温暖化への影響が二酸化炭素の20倍を超えるとされており、メタンハイドレートの採掘の仕方によっては、温暖化を加速させることも懸念されています。メタンハイドレートの開発に際しては、大気中にメタンガスを大量に放出させることのないよう、十分注意する必要があります。

メタンハイドレートの研究、実用化はこれか

らで、ほかの化石燃料と同じように持続可能な燃料とは言えませんが、日本近海に埋蔵するとされているメタンハイドレートに、近い将来のエネルギーとして期待が寄せられてもおり、実用化に向けた取り組みを求めた同意見書(案)に賛成するものです。

以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号から第6号まで採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○外山三博議長 次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

後藤田幸也氏、萩原耕三氏、熱田潮氏、後藤仁俊氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

早川烈氏、山口哲雄氏、井手真弓氏、齊藤响一氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人と定めるとし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと21日を残すのみとなりました。当局並びに議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成24年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時58分閉会